

2011  
February

社会保険さが

NO.732

2

如月

Saga Social Insurance Association

# 社会保険さが

財団法人 佐賀県社会保険協会  
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4  
佐賀中央第一生命ビル9階  
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377  
<http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



有田町 陶山神社

## 今月の記事

### ● 日本年金機構

● 日本年金機構では、年金加入記録の確認を行っています

ねんきん定期便 ..... 2

厚生年金加入記録のお知らせ ..... 2

● 国民年金保険料の納め忘れはありませんか? ..... 3

### ● 全国健康保険協会 佐賀支部

● 療養費～治療用装具

治療用装具 ..... 4

弾性着衣 ..... 4

小児弱視用眼鏡 ..... 5

### ● (財) 佐賀県社会保険協会

● 職場の健康づくりを応援します! ..... 6

● ウォーキングマップ(有田町:みどりの風が薫るまち歩きたいね) ..... 7

年金相談窓口開設等のご案内 ..... 8

控除証明書専用ダイヤル ..... 8

● 社会保険料は納期内に納付しましょう。 職場内で回覧しましょう。

## 日本年金機構では、 年金加入記録の確認を行っています



## ● ねんきん定期便



年金加入者の皆様へ国民年金の納付状況や厚生年金の標準報酬月額等の記録をお誕生月の末日までにご自宅に到着するよう、日本年金機構本部から送付しております。

平成22年度に送付しております「ねんきん定期便」につきましては、節目の年齢(35歳・45歳・58歳)になられる方を除き、最近の1年(13ヶ月)分の状況を記載しております。

年金の加入記録等をご覧いただき、「もれ」や「誤り」がないか、ご確認をお願いいたします。

※平成22年度に送付しております「ねんきん定期便」につきましては、「もれ」や「誤り」がなければご回答の必要はありません。

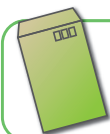
※平成21年度に送付しております「ねんきん定期便」につきましては、平成20年度以前に送付しております「ねんきん特別便」のご回答をいただいていない場合は、「もれ」や「誤り」がなくても、お手数ですが、同封しております「年金加入記録回答票」に「もれ」や「誤り」がない旨ご記入いただいたうえ、ご返送いただきますようお願いいたします。

※厚生年金にご加入中の方やその方に扶養されている配偶者(20歳～60歳)の方の住所が変わられた場合は、事業主様より「住所変更届」をご提出いただきますようお願いいたします。「住所変更届」のご提出がない場合は、「ねんきん定期便」がご本人様に届かないこととなりますので、特にご留意願います。

## ● 厚生年金加入記録のお知らせ

厚生年金を受給されている方(加入中の方を除く)・遺族年金を受給されている方・厚生年金に加入をされたことがあるが年金を受給されていない方へ、日本年金機構本部から送付しております。

年金の加入記録等をご覧いただき、「もれ」や「誤り」がないか、ご確認をお願いいたします。



※若草色の封筒で送付しております「厚生年金加入記録のお知らせ」につきましては、「もれ」や「誤り」がなければご回答の必要はありません。



※オレンジ色の封筒で送付しております「厚生年金加入記録のお知らせ」につきましては、「もれ」や「誤り」がなくても、お手数ですが、同封しております「年金加入記録回答票」に「もれ」や「誤り」がない旨ご記入いただいたうえ、ご返送いただきますようお願いいたします。

# 国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

**国民年金保険料は日本年金機構からお送りする納付案内書等により、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっています。**

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

そこで、便利で安心な口座振替のご利用をお勧めします。口座振替にしておくと、毎月、納めに行く時間と手間がかからず便利で安心です。

また、口座振替には割引のある**お得な振替方法(早割・一年前納・半年前納)**もあります。

お申し込み方法は、口座振替申出書に必要事項を記入・押印(金融機関の届出印)してお近くの年金事務所にお申し込みされるか、ご郵送ください。また、金融機関窓口にご提出いただいても結構です。

- ※ 原則として、初めて口座振替で**1年分の前納を申し込まれた時方は13ヶ月分**(3月分+4月分～翌年3月分)を、**6ヶ月分の前納を申し込まれた方は7ヶ月分**((3月分+4月分～9月分)又は(9月分+10月分～翌年3月分))の保険料を引落しさせていただきますので残額不足にご注意ください。
- ※ 1年分の前納又は年度前半の6ヶ月前納をご希望の場合は、**2月末まで**にお近くの年金事務所にお申し込みください。

**(参考)平成22年度の保険料比較表** 平成23年度は保険料額が改定になる予定です

平成22年度	1ヶ月分		6ヶ月分		1年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付(納付書による現金納付及び翌月末振替の口座振替)	15,100円	—	90,600円	—	181,200円	—
毎月振替【早割】 (当月未振替の口座振替)	15,050円	50円	90,300円	300円	180,600円	600円
6ヶ月前納(現金納付)	—	—	89,860円	740円	179,720円	1,480円
6ヶ月前納(口座振替)	—	—	89,570円	1,030円	179,140円	2,060円
1年前納(現金納付)	—	—	—	—	177,980円	3,220円
1年前納(口座振替)	—	—	—	—	177,400円	3,800円



## お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

# 療養費 治療用装具

治療のために医師の指示で、治療用装具・弾性着衣・小児弱視用眼鏡を作成した時は、申請により購入代金から被保険者負担分を差し引いた額が療養費として支給されます。

治療用装具代金  $-$  被保険者負担分  $=$  療養費

※被保険者負担分は、医療費の負担割合と同じです。  
※弾性着衣・小児弱視用眼鏡は支給上限額があります。

## 治療用装具

ケガ・手足や体幹の変形症などの治療のために購入した治療用装具が対象となります。

例 ● 下肢装具・膝サポーター・コルセット・義眼

### 必要な書類

- 健康保険 被保険者家族 療養費支給申請書
- 医師の「意見および装具装着証明書」(申請書裏面に証明を受けている場合は不要)
- 領収書原本(装具の名称・種類・内訳などが記載されたもの)  
※領収書に装具の名称等が記載されていない場合は、記載のある請求書原本なども添付してください。

## 弾性着衣

ガン治療に伴う腋・骨盤内のリンパ節切除手術後に発生する手足のリンパ浮腫治療のために購入した弾性着衣が対象となります。

例 ● 弾性ストッキング・弾性スリーブ・弾性グローブ

### 必要な書類

- 健康保険 被保険者家族 療養費支給申請書
- 医師の「弾性着衣等装着指示書」(申請書裏面に証明を受けている場合は不要)
- 領収書原本(弾性着衣の名称・種類・内訳などが記載されたもの)  
※領収書に弾性着衣の名称等が記載されていない場合は、記載のある請求書原本なども添付してください。



## 全国健康保険協会（協会けんぽ）佐賀支部

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階

TEL 0952-27-0611

佐賀全国健康保険協会

検索

HPから申請書の印刷ができます

### 小児弱視用眼鏡

小児の弱視・斜視の治療のために購入した眼鏡・コンタクトレンズなどが対象となります。

※9歳未満の小児が対象です。

#### 必要な書類

- 健康保険 被保険者家族 療養費支給申請書
- 医師の「弱視等治療用眼鏡等作成指示書」
- 領収書原本

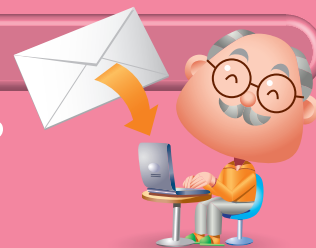


#### ☑申請時の注意 (不備の多い例)

- ケガの治療のために装具を作成した場合は、申請書の「**負傷原因記入欄**」を記入してください。
- 申請書は必ず提出してください。  
領収書などの添付書類のみ提出される場合があります。申請には『健康保険被保険者家族療養費支給申請書』が必要です。
- 添付書類は、**すべて原本**を提出してください。
- 添付書類に記載漏れがないか確認してください。  
医師の証明書や領収書に記載漏れなどの不備がないか確認してください。不備があった場合は補正してもらったうえで提出してください。

#### メルマガ登録者募集中!

- 制度改正や保険料率に関する情報・事業の状況など役に立つ最新情報を掲載し配信しています。是非ご登録ください。
- 登録は佐賀支部HPの「メールマガジン」から



## 職場の健康づくりを応援します

佐賀県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理と健康保持・増進のために「職場の健康づくり」をお手伝いします。日時などは自由に設定できますので、皆様のスケジュールに合わせてご利用ください。

### +健康づくり講習会

保健師・医師・管理栄養士などが皆さまの職場に出向いて、職場における健康づくりなどお好きなテーマで講義いたします。

### +保健師による健康相談

保健師が直接、皆さまの職場までお伺いし、従業員の方々に健康相談を行います。生活習慣病の予防や個々人の健康について個別相談に応じます。

日頃のちょっとした気になることなどお気軽にご相談ください。

----- (キリトリ線) -----

## 健康づくり事業講師派遣申込書

(財)佐賀県社会保険協会 御中

平成 年 月 日

会員番号

☞おわかりになる範囲で結構です。

事業所名		電話番号	
事業所所在地	〒	担当者名	
参加希望日時	平成 年 月 日 ( )	時 分 ~	時 分
参加人数	男子 名	女子 名	合計 名
実施場所			
希望講師・内容 (☑をお願いします。)	<input type="checkbox"/> (保健師・医師・栄養管理士)による講演会 <input type="checkbox"/> 保健体育専門家による実技指導講習会 <input type="checkbox"/> 保健師による健康相談		
希望テーマ			

※申込書にご記入して頂きました情報は、このセミナー以外の目的には使用いたしません。

●実施場所につきましては、詳しい地図などございましたら申込書に添付してください。

FAX  
送信先

☎0952-26-3377

財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

No.8 佐賀県ウォーキングマップ

みどりの風が薫るまち歩きたいね

起点の所在地 ● 有田町立部



コースの距離と時間 (総距離・時間：6.3km・73分)

⑤婦人の家 0.9km 10分 → ①信号機 0.1km 2分 → ②大木神社 0.3km 4分 → ③竜泉寺 0.9km 10分 → ④ヘアサロン 0.5km 6分  
 0.9km 10分 ↑ ⑧西有田中学校 ← 0.6km 7分 ⑥鉄工所 ← 0.5km 6分 ⑦ドッグラン ← 1.6km 18分 ⑨唐船城公園



唐船城は伝承では健保6年(1218年)以前の築城ではと書かれています。遠くから見ると姿が船形をしているので、唐船山と名づけられたとも言われています。唐船岳とも唐船の鼻とも呼ばれてきました。四季折々の風景(春は桜、夏は新緑、秋は紅葉、冬は霜柱をふみながらウォーキング)を楽しめます。

## ●年金相談窓口開設等のご案内

平成23年3月 相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
		1 鹿島市民会館 (予約)	2 多久市役所 (予約)	3 鳥栖市役所 (予約)	4 伊万里市役所 (予約)	5
6	7 延長相談 19時まで	8 基山町役場 (予約)	9 有田町役場 東庁舎 (予約)	10 鳥栖市役所 (予約)	11 伊万里市役所 (予約)	12 休日相談日
13	14 延長相談 19時まで	15 鹿島市民会館 (予約)	16 多久市役所 (予約)	17 鳥栖市役所 (予約)	18 伊万里市役所 (予約)	19
20	21	22 基山町役場 (予約) 年金事務所延長相談	23 佐賀県陶磁器 工業協同組合 (予約)	24 鳥栖市役所 (予約)	25 伊万里市役所 (予約)	26
27	28 延長相談 19時まで	29	30	31		

● 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30~16:00  
「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」も一部併設しております。  
相談時間 10:00~15:00

《出張相談(予約制) 相談時間10:00~15:00》	
出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 佐賀県陶磁器工業協同組合	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

《県内年金事務所における相談時間》	
平日	8:30~17:15
毎週月曜日	8:30~19:00(休日の場合は翌日)
第2土曜日	9:30~16:00

※予約相談も受付けておりますので、各年金事務所へお申し込みください。  
● 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191  
● 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161  
● 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

※毎月第4水曜日の「佐賀県陶磁器工業協同組合」で行っております年金相談が平成23年4月より「有田町役場 本庁舎」に変更になりますので、ご注意ください。

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。☎0952-27-0611

### 佐賀県内の年金事務所へは相談内容に応じて以下の電話番号におかけください

年金事務所	相談内容	電話番号
佐賀年金事務所 〒849-8503 佐賀市八丁廻町1-32	厚生年金の加入などに関するご相談	0952-31-4192
	厚生年金の保険料に関するご相談	0952-31-4193
	国民年金の加入、保険料などに関するご相談	0952-31-4194
	年金の請求手続きなどのご相談	0952-31-4191
唐津年金事務所 〒847-8501 唐津市千代田町2565	厚生年金の加入などに関するご相談	0955-72-5162
	厚生年金の保険料に関するご相談	0955-75-3231
	国民年金の加入、保険料などに関するご相談	0955-72-5163
	年金の請求手続きなどのご相談	0955-72-5161
武雄年金事務所 〒843-8588 武雄市武雄町昭和43-6	厚生年金の加入などに関するご相談	0954-23-0122
	厚生年金の保険料に関するご相談	0954-22-5546
	国民年金の加入、保険料などに関するご相談	0954-23-0123
	年金の請求手続きなどのご相談	0954-23-0121

### 控除証明書専用ダイヤル

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのお問い合わせ先

＜専用ダイヤル電話番号＞0570-070-117

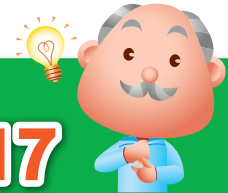
※通話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は全額お客様負担となります。

※IP電話等の方は、「03-6700-1130」へお電話ください。こちらの番号の通話料金は全額お客様負担となります。

＜受付期間＞平成22年11月1日(月)~平成23年3月15日(火)

＜受付時間＞●月曜日~金曜日:午前8:30~午後5:15

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで受付 ※祝日、12月29日~1月3日は、ご利用いただけません。



社会保険料は納期内に納付しましょう。

平成23年2月分保険料の納付期限は平成23年3月31日(木)です。

ご注意ください!!

※平成23年2月分の社会保険料計算に係る届書は3月7日(月)までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成23年2月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。